

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
佐賀県東部地域	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町 脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組 合、佐賀県東部環境施設組合	平成 28 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成26年度)	目標 (割合※1) (令和3年度) A	実績 (割合※1) (令和3年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	14,343 t	13,931 t (-2.9%)	13,189 t (-8.0%)	275%
	1 事業所当たりの排出量	1.84 t	1.74 t (-5.4%)	2.00 t (8.6%)	-159%
	生活系 総排出量	36,387 t	35,402 t (-2.7%)	35,713 t (-1.9%)	70.4%
	1 人当たりの排出量	216.1 kg/人	213.2 kg/人 (-1.3%)	212.8 kg/人 (-1.5%)	115%
合 計 事業系生活系総排出量合計	50,730 t	49,333 t (-2.8%)	48,902 t (-3.6%)	128%	
再生利用量	直接資源化量	298 t (0.6%)	313 t (0.6%)	248 t (0.5%)	-%
	総資源化量	14,273 t (27.2%)	13,958 t (27.4%)	12,686 t (25.5%)	-850%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	8,177 MWh	7,962 MWh	9,240 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	463 t (0.9%)	-%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (令和 年度)	目 標 (令和 年度) A	実 績 (令和 年度) B	実績/目 標※3
総人口				—
公共下水道	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口			%

※3 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1-1	有料化	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	有料の指定袋制を導入しており、現体制を継続する方針とする。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 すべての構成市町において有料の指定袋制を継続した。
	1-2	環境教育の充実	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	ごみ問題に関する環境学習を実施する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 小学生や自治会などの住民に対し、ごみ分別等の学習会を実施した。組合施設においてイベントの開催や子どもへの環境教育を実施した。
	1-3	広報等による普及啓発	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	講習会の開催や、ホームページを活用して住民が情報を得やすい環境を整える。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 ホームページや広報誌で、ごみの排出量や資源物の回収量、分別方法等について情報発信を行った。
	1-4	ごみ処理施設の見学	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	小・中学校を対象に廃棄物処理施設の見学を推進する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 主に小学校を対象に、組合の廃棄物処理施設の見学を毎年実施した。(コロナ禍のため受入れを中止した年あり。)

	1-5	マイバッグ運動の推進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	マイバッグ運動の取り組みの推進により、ごみの発生を削減する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、上峰町】ホームページや広報誌及びアンケート調査等で、マイバッグの利用促進やレジ袋利用削減に向けた普及啓発を行った。
	1-6	リユースの促進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	フリーマーケット等に関する場所や情報の提供を行う。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】フリーマーケットや環境問題等に関する講演会への後援や、リユース品の回収及び提供などについて広報誌等で情報提供を行った。組合の施設においてフリーマーケットの場所の提供も行った。
	1-7	過剰包装の抑制やマイバッグ運動の推進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	過剰包装を抑える取り組みを事業者に要請する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町】ホームページや広報誌及びアンケート調査による普及啓発や、事業者への要請を実施した。
	1-8	店頭回収の推進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	ごみ減量化や資源化に取り組んでいる企業をホームページなどで紹介する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、脊振共同塵芥処理組合】ごみの減量化や資源化に積極的に取り組んでいる事業所をホームページなどで紹介した。また、資源物の店頭回収の推進についてごみカレンダーなどを用いて周知した。
	1-9	事業系廃棄物の指導強化	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	一定規模以上の事業者を対象に、ごみ減量化や資源化に対する指導を強化する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町】減量化や資源化に積極的に取り組む事業者への認定制度を周知し、事業者へ働きかけた。また、

						事業者からの排出状況を報告書などにより確認するほか、事業者に対して減量化の指導を行うなどした。
1-10	各種講習会の開催	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	事業所や収集運搬許可業者に対し、ごみ減量化に関する講習会を実施する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町】許可業者への説明会の中で、ごみ減量化に関する講演を実施した。事業者に対しては、生ごみのたい肥化によるごみ減量化の講習会を実施した。また、事業者からの排出状況を報告書などにより確認し、必要に応じて講習会の開催等の検討を行った。	
1-11	事業系ごみの展開検査	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	収集運搬許可車両に対する展開検査を継続する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】組合と共同で収集運搬許可車両に対する展開検査を年に複数回実施している。	
1-12	リサイクル製品の積極的な利用	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	グリーン購入法に基づくリサイクル品の積極的な利用を継続する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合】庁内各部署において、コピー用紙などの事務用品について、グリーン購入法に基づくリサイクル品を積極的に利用するよう努めている。また、アンケート調査による事業者への周知を行った。	
1-13	助成事業の推進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	生ごみの堆肥化や集団回収に対する助成事業を継続する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】生ごみ処理機の購入補助、集団回収奨励金などの助成事業を実施	

						している。
	1-14	ごみ減量推進委員（廃棄物指導監視員・環境美化推進委員）の育成	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	ごみ減量推進委員を導入している市町は取り組みを継続し、導入していない市町は周辺自治体の動向を踏まえて検討する。	平成28年度から令和2年度 （平成28年度から令和2年度）	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】 自治体内の各地区にごみ減量推進委員を配置している。
	1-15	小型家電のリサイクル推進	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	各組合の施設において推進している小型家電、レアメタルのリサイクルについて周知徹底を行う。	平成28年度から令和2年度 （平成28年度から令和2年度）	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 組合の施設において推進している小型家電、レアメタルのリサイクルについて、ホームページや広報誌等を用いて周知を行った。
処理体制の構築、変更に関するもの	2-1	家庭ごみの処理体制の現状と今後	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	分別区分の統一に向けた検討を進める。	平成28年度から令和2年度 （平成28年度から令和2年度）	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】 令和6年度から、すべての構成市町の分別区分を統一することとしている。
	2-2	事業系一般廃棄物の現状と今後	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	事業者の自主的なごみの減量及び再利用・再資源化の指導を行う。	平成28年度から令和2年度 （平成28年度から令和2年度）	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町】 ごみの減量化や資源化に積極的に取り組む事業者への認定制度の継続や、事業者に対してリサイクルセンター等の積極的な利用について周知を行った。
	2-3	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合	現状では、産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後も継続する。	平成28年度から令和2年度 （平成28年度から令和2年度）	【脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合】 継続して産業廃棄物の処理は行わなかった。
処理施設の整備に	3-1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合	可燃ごみの安定かつ適正な処理と排熱の有効利用	令和2年度 （令和2年度）	【H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合、H30~R2 佐賀県東部

関するもの		設整備事業	H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	を実施する。		環境施設組合】 エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を行い、令和2年8月に事業契約を締結した。
	3-2	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	不燃・粗大・資源ごみの安定処理及び再資源化の推進を図る。	未定	【H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合、H30~R2 佐賀県東部環境施設組合】 改めて建設地の選定を行い、施設整備を進めていく。
施設整備に係る計画支援に関するもの	3-3	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る施設整備基本計画策定等業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた施設整備基本計画及び事業方式検討業務	平成28年度から平成29年度 (平成28年度から平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成28年度から平成29年度に実施
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る測量調査業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた測量調査業務	平成29年度 (平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成29年度に実施
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る地質調査業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた地質調査業務	平成29年度 (平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成29年度に実施
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた環境影響評価業務	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合、H30~R2 佐賀県東部環境施設組合】 平成28年度から令和2年度に実施
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る事業者選定支	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30~R2 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた事業者選定業務	平成30年度から令和2年度 (平成30年度から令和2年度)	【佐賀県東部環境施設組合】 平成30年度から令和2年度に実施

		援業務委託				
	3-4	マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る施設整備基本計画策定等業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた施設整備基本計画及び事業方式検討業務	平成28年度から平成29年度 (平成28年度から平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成28年度から平成29年度に実施
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る測量調査業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた測量調査業務	平成29年度 (平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成29年度に実施
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る地質調査業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた地質調査業務	平成29年度 (平成29年度)	【鳥栖・三養基西部環境施設組合】 平成29年度に実施
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る環境影響評価業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた環境影響評価業務	平成28年度から平成30年度 (平成28年度から平成30年度)	【H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合、H30 佐賀県東部環境施設組合】 平成28年度から平成30年度に実施
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る事業者選定支援業務委託	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	廃棄物処理施設整備に向けた事業者選定業務	平成30年度 (平成30年度)	【佐賀県東部環境施設組合】 平成30年度に実施
	3-5	旧焼却施設解体工事に伴う調査・設計業務	H28~H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	旧焼却施設解体工事に関する調査・設計業務	平成30年度 (平成30年度)	【佐賀県東部環境施設組合】 平成30年度に実施
その他	4-1	不法投棄対策	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	関係機関と連携したパトロールの実施	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】 委託業者や廃棄物指導監視員等と連携して定期的にパトロールを実施した。

	4-2	廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	適正なルートでの排出を啓発する。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】 廃家電及び廃パソコンのリサイクルについて、ホームページ及び住民へ配布するごみカレンダーなどを用いて周知した。
	4-3	災害時の廃棄物の処理	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	構成市町にて災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行う。	平成28年度から令和2年度 (平成28年度から令和2年度)	【鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町】 平成30年度にすべての構成市町において災害廃棄物処理計画を策定した。

### 3 目標の達成状況に関する評価

#### ○排出量

事業系については、総排出量は達成したものの、1事業所当たりの排出量が増加しており未達成となっている。  
生活系については、総排出量は未達成ながらも減少傾向にあり、1人当たりの排出量は達成している。人口が増加している一方で排出量が抑えられていることによるものと考えられる。  
事業系生活系総排出量は目標を達成している。

#### ○再生利用量

直接資源化量は未達成であるが、令和3年度実績の鳥栖市における直接資源化量が0tとなっていることが要因である。  
これは、これまで鳥栖市における布類について、鳥栖・三養基西部環境施設組合で中間処理後資源化していたにもかかわらず直接資源化量として計上していたことが判明し、令和3年度から除外したことによるものであり、目標を過大に設定していたため未達成となった。  
総資源化量も未達成であり、人口が増加傾向にある中で転入者のごみの分別が徹底されていないことや、コロナ禍による集団回収の自粛等が要因であると考えられる。

#### ○エネルギー回収量

発電電力量は目標を達成している。

#### ○最終処分量

最終処分量(463t)が発生している。  
これは、鳥栖・三養基西部環境施設組合の溶融施設から発生する溶融飛灰の一部を最終処分していることによる。溶融飛灰の処理は山元還元などの資源化を基本としているが、最終処分先も確保することでリスク分散を図っている。

(都道府県知事の所見)

○排出量

事業系においては、総排出量は目標以上に減少しているものの1事業所当たりの排出量は増加しており、目標を達成していない。原因としては、事業所数の減少が想定されるが、さらに詳細な分析をしたうえで、各事業所へ向けた発生抑制の取組をより効果的に推進していただきたい。

生活系においては、総排出量は目標未達成であるが減少傾向にあり、一人当たりの排出量は目標達成している。佐賀県東部地域の人口が増加していることを考慮すると、発生抑制は図られていると考えられる。引き続き市民、町民に向けた発生抑制の施策を講じていただきたい。

○再生利用量

直接資源化量においては、目標未達成であるがその理由は上記3のとおり、目標を過剰に設定していたためである。

総資源化量においては、目標未達成である。人口が増加している地域であるため、転入者に向けたごみの分別方法の周知を行うなど、資源化できるごみの取りこぼしを減らし、より再生利用量増加に向けた取組を推進していただきたい。

○エネルギー回収量

現状（H26年度）より減少する目標を定めていたが、現状よりも回収量は増加している。引き続き発電の維持に努められたい。

○最終処分量

現在、熔融飛灰の処理は山元還元による金属有価資源の有効利用を図られている。リスク分散のための一部最終処分ということだが、その必要性を含めて、今後の最終処分量の削減につながる取組の在り方を検討いただきたい。